

鹿屋市公印規則の一部を改正する規則

鹿屋市公印規則（平成18年鹿屋市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 介護保険給付費支給（不支給）決定通知書 」 を 「 介護保険償還払支給（不支給）決定通知書 」 に、

「 介護保険高額介護予防サービス費（総合事業分）支給（不支給）決定通知書 介護保険基準収入額適用申請に係る決定通知書 」 を 「 介護保険基準収入額適用申請に係る決定通知書 」 に、

「 高額医療合算介護（介護予防）サービス費等支給（不支給）決定通知書 」 を 「 高額医療合算介護（介護予防）サービス費等支給（不支給）決定通知書 介護保険負担限度額認定決定通知書 」 に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月25日から施行する。